成年後見制度活用フローチャート（名護市版）

令和7年10月

財産管理・契約行為等を自分で行うことが難しい・・・

検討シートの作成

ご本人の状況から、活用できる制度を検討

日常生活自立支援事業で支援可能な場合

名護市社会福祉協議会へ相談
（0980-53-4142）

成年後見制度の活用を
本格的に検討する場合

準備シートの作成

ご本人の判断能力、生活・経済状況、家族状況等の情報を整理し、申立の必要性・申立方法を検討

申立てする

申立てをしない → 他の支援を検討

申立方法（誰が申立をするか）の決定

本人申立

本人が…

- □制度について理解できる
- □申立の必要性を理解できる
- □申立を行う判断ができる
- □申立手続きを進められる
（サポートを受けながらでもOK）

すべて☑なら本人申立が可能

できない →

親族申立

四親等内の親族の誰かが…

- □本人の状況を把握できる
- □申立の必要性を理解できる
- □申立の意思がある
- □申立手続きを進められる
（サポートを受けながらでもOK）

すべて☑なら親族申立が可能

できない →

市長申立

名護市担当者にて…

- ・要請の受理
- ・本人との面談
- ・関係機関からの聞き取り
- ・戸籍調査（二親等内親族）
- ・親族調査（所在判明の四親等内）
  ※申立の可否、意見の確認
- ・医療機関との調整
- ・財産目録、収支予定表等作成

↓

審査会

↓

承認

↓

市長決裁

※状況によっては調査や確認等に数ヶ月かかる場合もあります

申立の準備（難しい場合はサポートを受けることができます）

- ・申立に必要な書類の取り寄せ
- ・申立書、添付資料の記入
- ・成年後見人等候補者の検討（親族/第三者）
  ※第三者…社会福祉士、司法書士、弁護士等の専門職

家庭裁判所へ申立

書類提出 ⇒ 調査・審問・（必要な場合）鑑定 ⇒ 審判

後見等開始

審判の確定・登記

後見事務の実施・報告

財産管理・身上保護、家庭裁判所への報告（原則年1回）

後見人等が報酬を望む場合

報酬付与の審判申立

後見人等が申立てし、家庭裁判所が決定する

報酬助成の申請

要件にあてはまる場合、市の費用助成が受けられる

＜事前相談、手続きサポート＞
リーフレット裏を参照
（包括支援センター、市役所）

＜申立書の提出＞
那覇家庭裁判所名護支部
住所：名護市字宮里451-3
電話：0980-52-2742
受付：9時～11時、13時～16時

＜後見等を開始した後の相談＞
- ・名護市社会福祉協議会
  TEL：0980-53-4142
- ・名護市社会福祉課 福祉総務係
  TEL：0980-53-1212（内線392）

※来所される場合はできるだけ
事前にご連絡ください。
（担当者が不在の場合があります）